



# くらしのインフォメーション

募集・催し物・お知らせなど、暮らしに役立つ情報を届けます。

☎…申し込み ㊦…問い合わせ

## 募集 Recruitment

### 総合体育館 ピラティス体験会

日時／4月26日(金)、5月3日(金・祝) 午後1時30分～2時30分  
場所／総合体育館 大会議室  
対象／16歳以上  
定員／各回10人 ※先着順。  
費用／無料  
持ち物／上履き、ヨガマットなど  
㊦あさひスポーツまちづくりパートナーズ(☎64-1101・総合体育館内)

### 海上キャンプ場 健康づくり教室 「からだを整えるヨガ教室」

日時／4月～令和7年3月 第1・第3火曜日 午後2時～3時  
場所／海上キャンプ場 体育館  
定員／15人  
費用／1回当たり500円  
㊦海上キャンプ場(☎55-5250)

### 東庄県民の森 5月のイベント

#### テニス教室

日時／5月18日(土) 午前9時30分～午後3時 ※受け付けは9時から。  
定員／20人程度 ※要予約。  
費用／大人2,000円、中学生以下1,500円 ※弁当・お茶・保険料を含む。  
持ち物／ラケット、タオル、飲み物  
初心者のためのプクトレイルラン体験  
日時／5月25日(土) 午前9時～11時30分 ※受け付けは8時45分から。  
定員／10人程度 ※要予約。  
費用／700円 ※保険料を含む。  
持ち物／運動できる服装、飲み物  
㊦東庄県民の森(☎0478-87-0393)

### あなたの得意なことを仕事に 旭市シルバー人材センター会員

草刈りや植木の手入れなど、軽作業であなたの経験を生かしてみませんか。  
対象／市内在住の、健康で働く意欲のある60歳以上の人  
㊦旭市シルバー人材センター(☎60-1150)

## 催し物 Events

### 令和6年度 「看護の日・看護週間」イベント

千葉県看護協会では、看護への興味・関心を深めてもらうため、イベントを開催します。  
利根地区部会行事  
日時／5月11日(土) 午前10時～午後3時  
場所／イオンモール銚子(銚子市三崎町2-2660-1)  
内容／各種測定、進路相談 ※申し込みは不要です。

#### 中央行事

日時／5月12日(日) 正午～午後3時  
場所／J R千葉駅ペリエ7階 ペリエホール  
内容／講演会、進路相談、体験コーナーなど  
申し込み方法／協会ホームページ(<https://www.cna.or.jp/about/people/health.html>)から申し込んでください。※当日参加可能、事前申し込み優先。

#### 〈共通事項〉

費用／無料  
㊦千葉県看護協会(☎043-245-0025)

## お知らせ Information

### 2年に一度は必ず受検を 計量器の定期検査

千葉県では、計量法に基づく計量器の定期検査を行っています。検査は2年に一度実施することが定められています。商店や工場、病院、学校などで計量器(はかり)を取引や証明に使用している人は、必ず受検してください。  
期日・場所／●5月10日(金): 海上庁舎 ●5月13日(月)～15日(水): あさひ市民センター ●5月16日(木): 飯岡庁舎 ●5月17日(金): ふれあいセンター  
時間／午前10時30分～正午、午後1時～3時  
費用／1台当たり500～3,600円  
㊦商工観光課商工労政班(☎62-5874)

### 旭シニアカレッジ講演会 「高齢者を狙う悪質商法」

悪質商法から自分や家族の財産を守り、被害を防ぐ講演会です。  
講師／消費生活相談員(千葉県消費者センター)  
日時／5月14日(火) 午後1時30分～3時30分  
場所／海上公民館1階 ホール  
費用／無料  
※シニアカレッジ受講生でない人も参加できます。  
㊦生涯学習課社会教育班(☎85-8627)

### 捨て犬・猫を増やさないために 犬猫の不妊・去勢手術に補助金

犬猫の適正な飼育と、無秩序な繁殖を抑制するため、不妊・去勢手術の費用の一部が補助されます。  
補助を受ける場合は、手術後6か月以内に環境課に申請してください。  
対象者／市内在住で、世帯全員に市税の滞納がない人  
対象動物／対象者が飼育している犬猫  
補助額／1匹当たり3,000円 ※予算の範囲内で、年度内1世帯2匹まで。  
持ち物／領収書など申請者名義の宛名で不妊・去勢手術と分かるもの、申請者名義の通帳、印鑑  
㊦環境課環境美化班(☎62-5329)

### 道路上に動物の死骸を 見つけたら連絡を

道路で動物の死骸を見つけたら、道路管理者などに連絡してください。  
国・県道の場合  
連絡先／千葉県海匠土木事務所管理課(☎0479-72-1101・全日)  
時間／午前8時30分～午後5時15分 ※受付時間外は自動音声による対応。  
市道の場合  
連絡先／●月～金曜日: 環境課環境美化班 ●土・日曜日、祝日: 市役所日直(☎62-1212)  
時間／午前8時30分～午後5時15分 ※飼い主が分かる場合は、飼い主が処分してください。私有地内の死骸は、土地の所有者が処分してください。  
㊦環境課環境美化班(☎62-5329)

## 守りましょう 犬の散歩のマナー

犬の散歩をするときは、家でトイレを済ませてから出かけましょう。屋外で排泄した場合は、ふんは必ず持ち帰り、臭いや跡が残らないように十分な量の水で洗い流してください。

犬の放し飼いは、周りの人の迷惑になります。散歩するときも、首輪が外れないように注意しましょう。

環境課環境美化班(☎62-5329)

## 広報あさひの仕様を 一部変更しました

### とじ穴加工の廃止

4月15日号から、とじ穴を廃止しました。使用されていた皆さんにはご不便をおかけしますが、とじ穴をなくすことで、印刷製本費用の削減と写真レイアウトの自由度を高め、紙面を効果的に活用します。

裏表紙にとじ穴の目印を印刷しているので、穴を開けるときの目安にしてください。

秘書広報課広報広聴班(☎62-8070)

## 銚子市沖洋上風力 環境影響評価準備書の縦覧と説明会

### 環境影響評価準備書の縦覧

期間/4月23日(火)～5月27日(月)  
午前8時30分～午後5時15分

場所/環境課、飯岡出張所(月曜休館)

意見書の提出/環境保全の視点から意見のある人は、住所・氏名を記入して縦覧場所にある意見箱へ投函するか、郵送(6月10日消印有効)してください。

### 説明会

日時/5月9日(木) 午後7時～8時30分

場所/いいおかユートピアセンター

☎288-0045 銚子市三軒町19-4  
千葉銚子オフィシアウィンド・河津  
(☎080-8412-4624)

## 譲ってください 使われていない「こいのぼり」

毎年、袋公園桜まつりの開催に合わせて、袋の溜池の上に、こいのぼりを揚げています。家庭で使わなくなったこいのぼりを譲ってください。

商工観光課観光班(☎62-5338)

## 働くことに悩みを抱えている若者へ 無料の相談会を開催

仕事に関する不安を解消し、就労に向かえるように相談会を開催します。

対象/15歳から50歳未満の自立に悩む無職の人や、その家族

日時/4月23日(火) 午前10時～午後3時 ※要予約。

場所/あさひ市民センター2階 小会議室

☎ちば北総地域若者サポートステーション(☎0476-24-7880)

## 住民税均等割のみ課税世帯への 物価高騰対応重点支援給付金

物価高騰の影響を踏まえ、住民税均等割のみ課税世帯へ10万円を給付しています。対象と思われる世帯には「確認書」を送付しているので、申請が済んでいない場合は、必要事項を記入の上、期限までに申請してください。

期限/4月30日(火) ※消印有効。

☎物価高騰対応重点支援給付金担当窓口(☎62-5376・社会福祉課社会班内)

## 消費生活センター

# ほっと通信

157

## 新聞の定期購読契約のトラブルに注意

「強引な訪問勧誘を受けた」「長期契約が解除できない」など、新聞購読に関する相談が寄せられています。

### 【事例】

- 突然来訪した販売員に新聞購読の勧誘をされた。必要ないと断ったが、しつこく食い下がられて怖くなり、半年間の契約をした。景品として缶ビールと洗剤を受け取ってしまったが、クーリング・オフしたい。
- A新聞の訪問勧誘を受けたが「今購読しているB新聞の契約期間が2年残っている」と断ると「2年後からでよいので購読してほしい」と言われ契約をした。しかし、そのことを忘れてB新聞の契約を延長してしまい、新聞が2紙届くようになってしまった。
- 契約者である父が亡くなったので、新聞購読を解約しようとしたら「解約したいなら残っている契約期間の料金を支払ってほしい」と言われた。

### アドバイス

- トラブルに遭わないためには、訪問があっても不用意に対応しない、不要であればきっぱり断る、景品に釣られて契約をしないことが大切です。長期契約や数年先から購読を開始する契約は慎重に検討しましょう。
- いったん契約をすると原則一方的な解約はできませんが、クーリング・オフ期間内である場合や、契約者の病気・死亡などのやむを得ない事情がある場合、強引



な勧誘や虚偽の説明を受けて契約してしまった場合などは、購読者は契約を解除できます。

- 購読者の都合で解約を求めた場合でも、販売業者は解約を一方的に断ったり、過大な解約条件を要求したりすることは認められません。購読者と販売業者で話し合い、互いに納得できる解決方法を探しましょう。
- 訪問販売で契約をした場合は、契約書を受け取ってから8日以内に書面、メール、ファクスなどで販売業者にクーリング・オフの通知をすることで、無条件に解約することができます。
- 不安に思った場合や、販売業者とトラブルになったときは消費者ホットライン(☎188)や消費生活センターに相談してください。

旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)